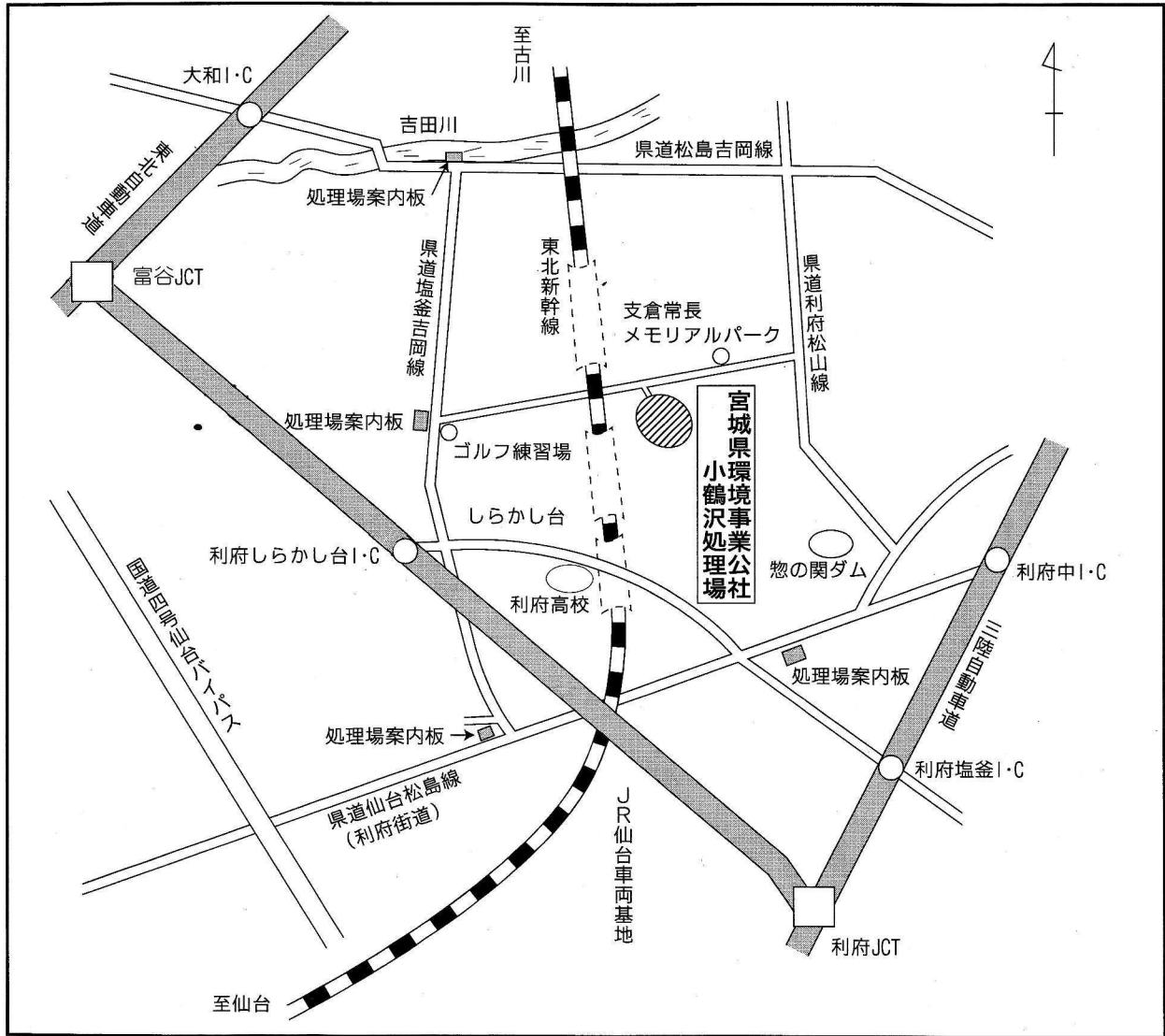


搬入のごあんない

平成24年4月1日



公益財団法人 宮城県環境事業公社

小鶴沢処理場管理事務所

〒981-3415 黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢5番地
電話(022)343-2425 FAX(022)343-2647

本社

〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
電話(022)275-9161 FAX(022)272-3670



JQA-EM1224

1 処理業許可内容

産業廃棄物処分量
 許可番号 0443004971
 許可年月日 平成20年12月20日
 許可の有効年月日 平成25年12月19日

特別管理産業廃棄物処分量
 許可番号 0483004971
 許可年月日 平成20年10月25日
 許可の有効年月日 平成25年10月24日

2 搬入できる廃棄物

次の廃棄物で宮城県内から排出されたものに限りです。

(1) 産業廃棄物

廃棄物の種類	業種
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類	全業種
紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業 ※貨物の流通のために使用したパレット等については全業種
繊維くず	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）、建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）
ばいじん（集じん施設により集められたもの）	大気汚染防止法に定めるばい煙施設

(注) (1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で定める対象建設工事から生じる特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）については、搬入できません。

- (2) 医療系廃棄物のうち感染性廃棄物については、焼却したものに限りです。
- (3) 廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣、動物系固型不要物、動物のふん尿、動物の死体は搬入できません。
- (4) 毒物、劇物、農薬が付着し又は封入されているものは搬入できません。
- (5) テレビ・エアコン・モーター等廃家電製品は搬入できません。
- (6) 鉛（はんだ）が含まれた廃プリント配線板等は搬入できません。
- (7) 引火性の強い物質は搬入できません。
- (8) その他埋立処分に不相当と係員が判断したものは搬入できません。
- (9) 汚泥のうち有機性汚泥については、搬入できないものがありますので、事前にご相談下さい。

(2) 特別管理産業廃棄物〔アスベスト（含有、付着含む。）〕

石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設設置事業場において発生したものに限りです。
 （省令で定める「飛散するおそれのあるもの。」）

3 廃棄物受入基準

(1) 共通受入基準

1	アルキル水銀化合物	不検出	15	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l以下
2	水銀又はその化合物	0.005mg/l以下	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下
3	カドミウム又はその化合物	0.3mg/l以下	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下
4	鉛又はその化合物	0.3mg/l以下	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下
5	有機リン化合物	1mg/l以下	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下
6	シアン化合物	1mg/l以下	20	チウラム	0.06mg/l以下
7	ひ素又はその化合物	0.3mg/l以下	21	シマジン	0.03mg/l以下
8	ポリ塩化ビフェニール	0.003mg/l以下	22	チオベンカルブ	0.2mg/l以下
9	六価クロム化合物	1.5mg/l以下	23	ベンゼン	0.1mg/l以下
10	トリクロロエチレン	0.3mg/l以下	24	セレン又はその化合物	0.3mg/l以下
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下	25	鉱物油	100mg/l以下
12	ジクロロメタン	0.2mg/l以下	26	動植物油	25,000mg/l以下
13	四塩化炭素	0.02mg/l以下	27	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下			

(2) 著しく発色性、発泡性、還元性、飛散性、臭気性及び発火性を有しないものに限りです。

(3) 個別受入基準

種類	受入基準
汚泥	含水率85%以下のもの
廃プラスチック類	飛散防止措置を講じたもの 最大径おおむね15cm以下のもの
ゴムくず	最大径おおむね15cm以下のもの
金属くず、がれき類 ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず、非飛散性岩綿	最大径おおむね1m以下のもの

種類	受入基準
木くず	最大径おおむね2m以下のもの
繊維くず、アスベスト、飛散性岩綿	飛散防止措置を講じたもの
燃え殻、ばいじん	飛散防止措置を講じたもの 熱しゃく減量15%以下のもの

(注)(1) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずに該当する廃石膏ボードについては、上記受入基準を適用しません。
 (2) 廃タイヤのみを熱源としているボイラーから排出される燃え殻及びばいじんの熱しゃく減量の基準については、30パーセント以下とする。

4 休日及び搬入受付時間

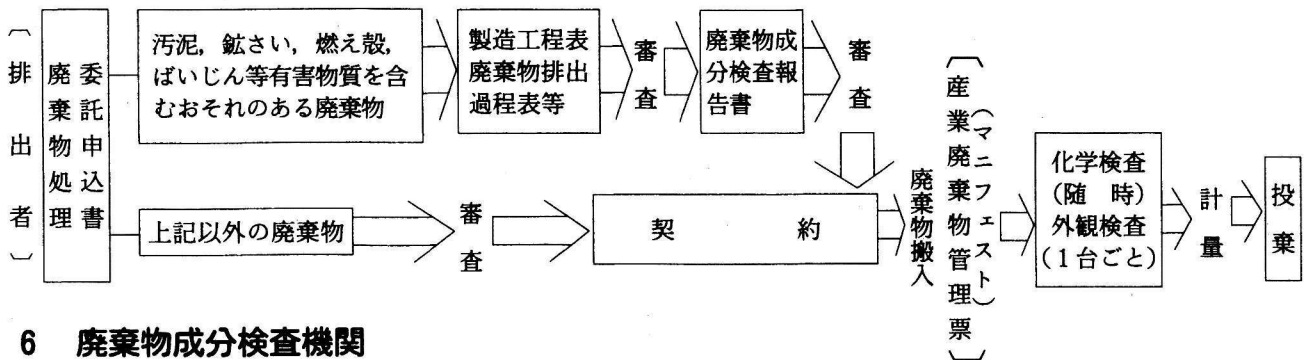
休日……日曜日、土曜日、祝祭日、1月2日～3日、12月29日～12月31日
 搬入受付時間……午前：8時30分～12時 午後：1時～4時
 ※会社が必要と認める場合は、休日及び搬入受付時間を変更することもあります。

5 搬入手続き

	区分	申込み先	提出書類	支払方法
I	汚泥、鉱さい、燃え殻、ばいじん等有害物質を含むおそれのある廃棄物の搬入の場合	公益財団法人宮城県環境事業公社 小鶴沢処理場管理事務所 黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢5番地 TEL (022) 343-2425	・申込書 ・製品製造工程表及び廃棄物排出過程表等 ・廃棄物成分検査報告書各1部	現金は毎月一括納入
II	上記以外の廃棄物の場合		申込書	

(注)(1) Iの場合は、当会社指定の検査機関で廃棄物の成分検査を行ってください。
 なお、検査項目については事前に相談してください。
 (2) 収集運搬業者に運搬を委託する場合は、その業者の産業廃棄物処理業の許可証の写しを提出してください。
 (3) 申込書は、小鶴沢処理場管理事務所又は(公財)宮城県環境事業公社に所定の用紙があります。
 (4) 申込書を受理した廃棄物の排出者に対し、会社から廃棄物処理受託承諾書を発行し契約締結とします。

申請～投棄フローチャート



6 廃棄物成分検査機関

- 財団法人宮城県公害衛生検査センター
 仙台市青葉区落合二丁目15番24号 TEL (022) 391-1133 FAX (022) 391-7988
- 財団法人宮城県公衆衛生協会
 仙台市泉区松森字堤下7番地の1 TEL (022) 771-4722 FAX (022) 776-8835
- 国及び地方公共団体の検査機関

7 廃棄物の運搬及び搬入時の注意

運搬及び搬入時には、次に示す事項に十分留意してください。

- (1) 運搬車は道路交通法、道路運送法等を遵守し特に大和町小鶴沢地区の通行に際しては、地元住民、車両等に留意し安全等について万全を期すとともに構内においても制限速度を遵守すること。
- (2) 運搬車は廃棄物処理法を遵守し、運搬中廃棄物が飛散、流出又は悪臭を放つことがないように覆い又は消臭剤の添加を行うなどの措置を講ずること。
- (3) 運搬にあたっては、最大積載量を超えないようにすること。
- (4) 廃棄物の搬入にあたっては、混載しないこと。
- (5) 廃棄物投棄の際にクレーン付きトラックでクレーンを使用する場合は、合図者を必ず置くとともに、クレーン車のアウトリガー部には確実に当て板を敷くこと。
- (6) 搬入できる廃棄物は事前に搬入を認められたもので会社の受け入れ基準にあったものに限る。

8 搬入拒否、搬入一時停止等

次に掲げる事項に該当する場合は、廃棄物の搬入を制限、拒否又は一時停止等の措置をいたします。

- (1) 承認していない廃棄物を搬入しようとしたとき。
- (2) 会社の廃棄物受入基準に適合しない場合。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を持参しない場合。
- (4) 登録カード、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を不正使用したとき。
- (5) 廃棄物の運搬及び搬入時の注意事項に違反したとき。
- (6) その他会社が埋立処分事業の運営に支障があると認められたとき。

9 処理料金

区分	廃棄物の種類	処理料金
I	鋳さい	10,290円/t 9,800円/t（消費税抜き）
II	燃え殻、ばいじん、がれき類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、非飛散性アスベスト、非飛散性岩綿	12,390円/t 11,800円/t（消費税抜き）
III	廃プラスチック類、ゴムくず、木くず	14,910円/t 14,200円/t（消費税抜き）
IV	無機性汚泥、紙くず、繊維くず	16,380円/t 15,600円/t（消費税抜き）
V	有機性汚泥	17,010円/t 16,200円/t（消費税抜き）
VI	飛散性アスベスト（石綿）、飛散性岩綿	22,155円/t 21,100円/t（消費税抜き）
上記以外の廃棄物については、理事長が別に定めます。		

- (1) 極端に低比重な廃プラスチック類及びアスベスト（石綿）等の料金については、最大積載量（容積トン）で算出します。
- (2) 宮城県産業廃棄物税条例（平成16年条例第19号）に基づき、産業廃棄物を最終処分場に搬入したときは、1トンにつき1,000円の産業廃棄物税が排出事業者課税されます。
当社は産業廃棄物税の特別徴収義務者に指定されておりますので産業廃棄物税を徴収します。